

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により三種町森林整備計画を変更するので、同法第10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該三種町森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、当該三種町森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに三種町長に対し、理由を付した文書をもって、意見を提出することができる。

令和 8年1月30日

三種町長 田川政幸



- 1 縦覧に供する書類  
三種町森林整備変更計画書の案
  
- 2 縦覧期間  
自 令和 8年2月 2日  
至 令和 8年3月 4日
  
- 3 縦覧場所  
秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8番地  
三種町農林課  
三種町ホームページ